

平成27年1月20日

医療機器業公正取引協議会

医療機器業公正取引協議会への入会のご案内について

1 医療機器業公正取引協議会について

医療機器業公正取引協議会（以下「公取協」といいます。）は、景品表示法に基づき、内閣総理大臣から権限の委任を受けた消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受けて、「公正で自由な競争」の確立を目指し、医療機関等に対する景品類の提供に関する業界自主ルールとして設定された「医療機器業公正競争規約」（以下「規約」といいます。）を管理・運用を行う業界団体です。

公取協は、平成10年11月18日に発足し、現在の会員事業者数は、約2,200社であり、医療機器を扱う主な事業者が参加しています。

2 医療機器業公正競争規約は、法的な根拠を持った医療機器業界の自主規制ルールです。

医療機器は、私たちの生命や健康を守る医療を行うために必要不可欠なものです。実際の医療現場で使用される医療機器の選択は、患者本人ではなく、医療機関の判断に委ねられており、その購入費用は患者本人と国民一人一人が負担する社会保険制度による診療報酬償還制度や税金などの公的資金によって賄われています。このような医療機器の選択・購入が不当な景品類の提供によってゆがめられるようなことがあってはなりません。

医療機器業界では、商慣習の改善に関して行政からの指導もあったことから、平成5年頃から、公正な競争の確保と商慣習改善のための自主的な取組を開始しました。そして、平成10年9月に公正取引委員会において公聴会が開かれ、平成11年4月1日に施行されたものが「規約」です。

この規約は、医療機器の取引の際の景品類提供の制限に関する業界の自主規制ルールです。

規約施行以前は、医療機器業界の自主規制ルールといえば、日本医療機器産業連合会策定の倫理綱領や医療機器業プロモーションコード等がありましたが、これらのルールは飽くまでも、それぞれの事業者が自主的な判断で守るルールでしかありませんでした。

規約は、従来の業界の自主ルールと異なり、前記のとおり、景品表示法に基づき、内閣総理大臣から権限の委任を受けた消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受けた、法的根拠を持つ自主規制ルールです。

なお、平成21年9月の消費者庁の発足により、規約は、消費者庁長官と公正取引委員会が認定したものと変更となりました（平成21年9月1日）。

3 医療機器業公正取引協議会の会員（事業者）になるためには

公取協は、設立の母体となった12の各団体会員と個別会員によって構成されています。団体会員は、正会員といい、正会員を構成する事業者を公取協の会員（事業者）としています。個別会員とは、12団体のいずれにも加盟せず単独で入会している事業者です。

12の各団体には公取協支部が設置されており、各団体のそれぞれ個別の団体活動とは別に、公取協の支部としての独自の活動を行っています。

公取協の会員（事業者）になるためには、12の団体のうち、七つの団体においては、団体が会

費を一括納入しているため、団体に加盟した事業者は、団体内の手続を行うことで公取協の会員（事業者）となりますが、それ以外の5つの団体（JIRA、JEITA、日医工、MTJAPAN、分析工）においては、団体に加盟した事業者は、団体内の手続のほか、別途、公取協への入会手続と入会金及び年会費の負担が必要となります。

(1) 入会手続について

会員（事業者）としての入会のご希望があれば、公取協から手続に必要な書類を送付させていただきます。

(2) 入会金及び年会費について

「公取協の組織及び運営に関する規則」及び入会金・年会費基準に基づき、別途入会金及び年会費を請求させていただきます。

4 会員（事業者）になることのメリット

会員（事業者）になることで、以下のメリットが生じますので会員（事業者）になられることをお奨めします。

(1) 規約違反事案に対する対応について

規約に違反する行為に関して、他の会員（事業者）等から申告された場合の取扱いが異なります。会員（事業者）の場合は、公取協が調査し、違反であれば公取協が措置を採ります。

一方、非会員（事業者）の違反行為の場合は、協議会が消費者庁長官に申告し、消費者庁が調査を行い、措置を採ることになります。

(2) 規約や景品表示法に係る相談について

公取協では、会員（事業者）からの電話や書面による相談や質問に応じています。例えば、規約に抵触するかどうかの疑問が生じた場合には、事前に相談することができます。

(3) 規約説明会及び教育研修等への参加について

公取協が開催する、経営トップセミナー、全国の主要都市における規約説明会及び規約インストラクター認定のための規約インストラクター養成研修に参加することができます。

(4) 規約に係る定期的な情報の入手について

規約等が変更になった場合の通知、公取協相談回答速報・立会い速報、テキスト類、公取協ニュース等の情報を定期的に入手することができます。

また、公取協ホームページに掲載された情報等を閲覧などすることができます。

(5) 規約で設定されている書式等の使用について

規約を遵守するために、医療機関と取り交わす書式（臨床試用医療機器試用書、医療機器の貸出しに関する確認書、立会い実施確認書）が設定されていますが、会員（事業者）であればホームページからのダウンロード等することで使用することができます。

医療機器業公正取引協議会 URL は下記

<http://www.jfte-mdi.jp/>

以上